

特記仕様書

第1章 総則

第1条 適用

- 1 本特記仕様書は、(仮称)北谷津町入口交差点(国道126号)用地測量業務委託(6-1)(以下「本業務」という。)に適用する。
- 2 本特記仕様書に、記載されていない事項については、「測量業務共通仕様書」(令和5年10月版)(以下、「共通仕様書」という。)によるものとする。
- 3 本特記仕様書は、契約書第1条に規定する設計図書である。

第2条 目的

本業務は、(仮称)北谷津町入口交差点(国道126号)の路線測量及び現地の地形等を把握するための現況実測平面図の作成並びに整備に必要な用地を確定するための測量を行うものである。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月21日迄とする。

第2章 測量業務

第4条 業務内容

業務内容は、「委託数量総括表」によるものとするが、詳細については、監督職員の指示に従うものとする。

境界立会は1班あたり3人を標準とし、3班体制で実施すること。なお、実施にあたっての詳細については監督員と協議すること。

第5条 関係法令及び条例等の遵守

受注者は、測量法、千葉市公共測量作業規程、千葉市公共基準点管理要項等関係する法令規則を遵守すること。

第6条 打合せ

本業務の測量実施にあたっては、監督職員と入念な打ち合わせを原則とする。なお、打合せ回数については、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納品時の計7回を予定する。

第3章 その他

第7条 成果品及び電子納品

- 1 成果品は、原則として下記のものとして提出するものとする。
 - 1) 業務報告書(A4版製本、図面を含む) 1部
 - 2) 各成果品の電子媒体(CD-ROMなど) 2部
- 2 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果品を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは「土木設計業務等の電子納品要領(以下、「要領」という。)」に示された

ファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

- 3 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-ROM）で2部提出する。「要領」で特に記載がない項目については、監督職員と協議のうえ、決定するものとする。なお、電子納品に対応するための措置については、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】」を参考にするものとする。
- 4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5 なお、期間内であっても作業の完成したものについては、成果品の提出を求める場合がある。

第8条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は、すべて発注者にあるものとする。本業務の遂行課程及び完了後において受注者がこれを利用若しくは公表することは、一切これを認めない。

第9条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了後といえども、誤測、または設計の失策、不備等が発見された場合及び工事の施工上困難な場合、若しくは支障が生じた場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。これに要する経費は受注者の負担とする。

第10条 疑義

受注者は、本業務の履行中に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議を行うものとする。